

**事前相談を受けたが対象外と判明し、関連部局に対応を依頼するもの（全体）**

	相談	概要	関連部局への対応依頼
1	<p><b>ご当地ナンバーの導入に必要な自動車登録台数の緩和</b> (ご当地ナンバー導入要綱)</p>	<p>ご当地ナンバーの導入に必要な登録台数10万台以上という条件を緩和する。</p>	<p>国が直接執行する事業の運用改善に関する提案であるため、内閣府規制改革会議事務局による対応を依頼。</p>
2	<p><b>労働安全衛生法に基づく各種修了証の本籍地記載義務の廃止</b> (労働安全衛生規則)</p>	<p>都道府県労働局長の登録を受けた登録教習機関（地方公共団体、民間事業者）が、労働者に発行する教習修了証及び技能講習修了証について、本籍地記載の義務を廃止する。</p>	<p>民間事業者等に対する規制に関する提案であるため、内閣府規制改革会議事務局による対応を依頼。</p>

	相談	概要	関連部局への対応依頼
3	<b>貸切バス事業者安全性評価の運賃制度への反映</b> (道路運送法)	高い水準で安全性を確保でき、また、運転者の労働環境が整っていると判断される事業者には、運賃の下限額引下げなどの貸切バス運賃制度の緩和を行う。	民間事業者等に対する規制に関する提案であるため、内閣府規制改革会議事務局による対応を依頼。
4	<b>労働者派遣法の雇用期間要件の緩和</b> (労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律)	雇用契約の期間が30日以内の労働者の派遣は原則禁止されているが、作業が短期間に集中する果樹の管理作業においては、派遣業者を通じた短期間の雇用を可能とするよう規制を緩和する。	民間事業者等に対する規制に関する提案であるため、内閣府規制改革会議事務局による対応を依頼。

	相談	概要	関連部局への対応依頼
5	<p><b>労働安全衛生規則の規制緩和</b> (労働安全衛生規則)</p>	<p>2メートル以上の高所作業時には囲い等の安全措置を講じなければならないとされているが、果樹の収穫作業においては当該規制を緩和する。</p>	<p>民間事業者等に対する規制に関する提案であるため、内閣府規制改革会議事務局による対応を依頼。</p>
6	<p><b>動物検知通報システムにおけるキャリアセンス機能の規制緩和等</b> (特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件)</p>	<p>動物検知通報システム（発信機を用いた動物の位置情報把握システム）用無線設備における、キャリアセンス機能（混線防止機能）備付けを義務付ける出力レベルの下限値を緩和する。</p>	<p>民間事業者等に対する規制に関する提案であるため、内閣府規制改革会議事務局による対応を依頼。</p>

	相談	概要	関連部局への対応依頼
7	<p><b>コミュニティFMにおける外国人役員の一部参加の容認</b> (電波法)</p>	<p>コミュニティFM局に係る放送事業免許について、業務を執行する役員に日本国籍を有していない者が就任している法人であっても免許を取得できるようにする。</p>	<p>民間事業者等に対する規制に関する提案であるため、内閣府規制改革会議事務局による対応を依頼。</p>
8	<p><b>公立幼保連携型認定こども園の保育教諭の属する共済組合の規制緩和</b> (地方公務員等共済組合法)</p>	<p>「行政職職員である保育士」から「教育公務員である保育教諭」に身分が変更される際、加入する共済組合を市町村共済組合から公立学校共済組合に変更しなくてもよいようにする。</p>	<p>民間事業者等に対する規制に関する提案であるため、内閣府規制改革会議事務局による対応を依頼。</p>

	相談	概要	関連部局への対応依頼
9	<p><b>外国人技能実習制度の一時帰国、再入国に係る規制緩和</b> (出入国管理及び難民認定法)</p>	<p>外国人技能実習制度について、在留資格変更時の一時帰国許可又は変更後の再入国を可能とする。</p>	<p>民間事業者等に対する規制に関する提案であるため、内閣府規制改革会議事務局による対応を依頼。</p>
10	<p><b>外国人技能実習制度の実習実施機関に係る規制緩和</b> (出入国管理及び難民認定法)</p>	<p>外国人技能実習制度について、技能実習期間中の実習実施機関の変更又は複数の実習機関共同での実習実施を可能とする。</p>	<p>民間事業者等に対する規制に関する提案であるため、内閣府規制改革会議事務局による対応を依頼。</p>

	相談	概要	関連部局への対応依頼
11	<p><b>政府関係機関の地方移転に関する有識者検討会議の設置</b>            (政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱)</p>	<p>政府関係機関の地方移転について、地方の目線又は第三者的な目線で検証するため、有識者検討会議を設置する。</p>	<p>政府関係機関の地方移転に関する有識者検討会議の設置については、権限移譲及び地方に対する規制緩和のいずれにも該当しない。            現在、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、地方からの提案を募集しているため、同事務局による対応を依頼。</p>

※ 上記のほか、提案が提出され、対象外となったもののうち、関連部局に依頼するものが2件あり。